

# 令和8年度 西東京市チャレンジショップ事業実施要領

## 第1 趣旨

西東京商工会（以下「本会」という。）が実施するチャレンジショップ事業についてこの要領により取り扱いを定める。

## 第2 事業の名称

事業の名称は、「西東京市チャレンジショップ事業」とする。

## 第3 事業目的

本事業は、西東京市（以下「市」という。）が策定した西東京市第2次産業振興マスタープランに位置づけられた事業であり、新しい感覚や意欲はあっても開業のために必要な経験や実績の少ない起業者に、市内で空き店舗になっている店舗の家賃を補助することにより、市内に点在する空き店舗の減少を目指すとともに、商店街等の活性化を図ることを目的として実施する。（一般枠）

上記に加え、若者や女性の創業を支援するため若者・女性枠として拡充を図る。（若者・女性枠）

## 第4 事業実施主体

本事業の実施主体は、本会とし、本会に西東京市チャレンジショップ事業選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。なお、本事業は市から本会への補助事業として実施し、本会が間接的に本事業の補助対象事業者へ補助を行う。

## 第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

## 第6 事業内容

市内において新規に創業・開業する者、または本会が定めた期間内に開業した事業者に対して、事業所の家賃の一部を補助する。

## 第7 募集・周知方法

西東京市広報及び西東京創業支援・経営革新相談センターのホームページ、西東京市創業PORTAL等を活用し行う。

## 第8 募集期間

令和8年度の募集期間は、令和8年6月15日から令和8年7月31日と定める。

## 第 9-1 応募要件（一般枠）

本事業へ参加しようとする者の応募要件を次のとおり定める。

- (1) 市内において小売業、サービス業、ものづくり企業その他、コミュニティビジネスなどで、独立開業を目指していること。または令和 6 年 9 月 1 日以降に新規に開業している事業者であること。（個人でも法人でも可。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける事業及び公序良俗に反する事業等を除く）。
- (2) 応募者自身が、直接事業を行なうことができること。
- (3) 既に開業している事業の支店の開設でないこと。
- (4) 空き店舗で行おうとする事業に必要な資格・認可などを取得している、または取得することが確実であること。
- (5) 契約する空き店舗の所有者が同一世帯、生計を一にする者又はその 3 親等以内の親族でないこと。
- (6) 市内の契約可能な空き店舗を、応募者自身が選定し、契約することができること。
- (7) 西東京創業支援・経営革新相談センターで経営指導を受け、事業計画書の作成を行い提出すること。
- (8) 納税義務者の場合、現に到来している区市町村民税を納付していること。
- (9) 補助が決定の際は、補助受給期間及び補助終了後 2 年間、経営状況報告書等の提出ができること。
- (10) 反社会的勢力（暴力団等）に対して、いかなる名目に関わらず財産上の利益を供与しないこと。
- (11) 過去に同事業にて補助対象となり受給を受けていないこと。

## 第 9-2 応募要件（若者・女性枠）

本事業へ参加しようとする者の応募要件を次のとおり定める。

- (1) 市内において小売業、サービス業、ものづくり企業その他、コミュニティビジネスなどで、独立開業をしていること。かつ、令和 3 年 9 月 1 日～令和 6 年 8 月 31 日の期間に開業した事業者であること。（個人でも法人でも可。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける事業及び公序良俗に反する事業等を除く）。
- (2) 応募者自身が、直接事業を行なうことができること。かつ、若者は 40 歳未満であること。または女性であること。
- (3) 既に開業している事業の支店の開設でないこと。
- (4) 空き店舗で行おうとする事業に必要な資格・認可などを取得している、または取得することが確実であること。
- (5) 契約する空き店舗の所有者が同一世帯、生計を一にする者又はその 3 親等以内の親族でないこと。
- (6) 市内の契約可能な空き店舗を、応募者自身が選定し、契約することができること。
- (7) 西東京創業支援・経営革新相談センターで経営指導を受け、事業計画書の作成を行い提出すること。
- (8) 納税義務者の場合、現に到来している区市町村民税を納付していること。
- (9) 補助が決定の際は、補助受給期間及び補助終了後 2 年間、経営状況報告書等の提出ができること。
- (10) 反社会的勢力（暴力団等）に対して、いかなる名目に関わらず財産上の利益を供与しないこと。

こと。

(11) 過去に同事業にて補助対象となり受給を受けていないこと。

#### 第 10 補助事業者の決定

応募者より提出された申込み書類に基づき、書類選考及び個別面接を実施し、補助事業者を決定する。補助事業者は原則 5 件とするが、申込者多数の場合は委員会において 5 件を超え決定することができるものとする。

#### 第 11 補助金の交付

補助金の交付は、西東京市産業振興マスタープラン推進事業補助金交付要綱に定められた下記内容のとおりとし、補助金の額は予算の範囲内とする。

- (1) 補助対象経費は、空き店舗を借り受けるために要する経費とする。
- (2) 補助対象経費には、借主に対して賃貸滞納・損害賠償の担保として預ける保証金（敷金）及び礼金の他、共益費は含まないものとする。
- (3) 補助金の交付期間は、最大 12 か月間とする。
- (4) 補助金の補助率は一か月あたりの経費の 1/2 以内(1 件あたり上限 5 万円)とする。
- (5) 補助金の交付の額については、千円未満は切り捨てとする。

#### 第 12 補助決定事業者へ付す条件

補助決定事業者に対して、次に掲げる事項の条件を付すものとする。

- (1) 補助決定事業者が次に該当する場合、補助金の交付を停止する。
  - ① 廃業
  - ② 2 か月以上の休業（国・都の緊急事態措置に伴う自粛要請期間は除く）
  - ③ 市外への移転
- (2) 補助決定事業者は、次に定めた時期に経営状況報告書を本会へ提出すること
  - ① 補助決定年度末
  - ② 補助終了年度末
  - ③ 補助終了年度末から 1 年後
  - ④ 補助終了年度末から 2 年後
- (3) 経費支出に関する証明書類（家賃支払いの領収書等）について、本会からの調査等の求めに応じて提出できるように、事業実施年度終了後から起算して 5 年間適切に保管すること
- (4) 補助金交付が決定した場合、商工会の指導を受けるとともに入会すること。又、商店街（会）内に店舗を出店する（した）場合は商店街（会）にも入会すること。（西東京市商工業振興基本条例第 4 条 4 項に基づく）

#### 第 13 補助決定の取消

補助決定事業者が次に該当する場合は、補助金交付決定の全額又は一部を取消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助決定時に付した条件及び法令等に違反したとき。

(4) その他、委員会で補助の決定を取消すことが妥当と判断したとき。

#### 第14 二重補助の禁止

本補助事業と同一内容である賃貸店舗等家賃補助金の交付を受けている場合、補助等対象期間を重複して本補助金の交付を受けることはできない。

#### 第15 その他

この要領に定めるもののほか、チャレンジショップ事業の実施に伴い必要な事項は、本会が別に定める。

#### 附 則

この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。